

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年1月31日

宜野湾市長 松川 正則

宜野湾市規則第5号

宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市建築計画概要書等の写しの交付に関する条例（令和4年宜野湾市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築計画概要書等の写しの交付に係る申請)

第2条 条例第2条第2項の請求は、建築計画概要書等写しの交付申請書(様式)を市長に提出してする。

2 市長は、その他必要と認める書類等を求めることができる。

(建築計画概要書等の写しの交付場所)

第3条 建築計画概要書等の写しの交付場所は、建設部建築指導課とする。

(建築計画概要書等の写しの交付事務時間)

第4条 建築計画概要書等の写しの交付事務時間は、宜野湾市の休日を定める条例(平成3年宜野湾市条例第16号)第1条第1項で定める市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。